

### 3. 地区協議会規則等

#### ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会北海道地区協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会北海道地区協議会という。

(構 成)

第2条 本会は、本会の趣旨に賛同して入会した市町村、一部事務組合、広域連合等によって構成する。

(事 務 局)

第3条 本会の事務局は、札幌市環境局環境事業部内に置く。

(目 的)

第4条 本会は、ごみ焼却余熱エネルギーの利用に関して、北海道地区の共通する諸問題について会員相互の連絡交流を図ることにより、廃棄物の適正処理過程におけるごみ焼却余熱の有効利用の推進とごみ焼却施設に対する社会的評価の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、総会、技術研修会、見学会等を開催する。

(開催市町村等)

第6条 本会の開催市町村等は、原則として毎年持ち回りとする。  
ただし、新たに会員となった市町村等については、入会した翌年以降に開催市町村等に出する。

(運 営)

第7条 本会は、開催市町村等が主体となって運営するものとする。

(経 費)

第8条 本会の運営に必要な経費は、地区協議会運営費をあてる。

(規約の改廃)

第9条 本会の規約の改廃は、会員の過半数が出席する総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て決定する。

付則 この規約は、平成10年5月1日から施行する。

付則 この規約は、平成11年3月4日から改正施行する。